

令和4年

愛北広域事務組合議会
決算特別委員会会議録

令和4年10月24日

愛北広域事務組合議会

令和4年愛北広域事務組合議会決算特別委員会

開催日時 令和4年10月24日 午後2時31分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の決算特別委員会に付した案件

議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

会議に出席した者の氏名

第1番	近藤時男君	第2番	酒井正宗君
第3番	丹羽孝君	第4番	矢嶋恵美君
第5番	杉浦敏男君	第6番	間宮幹男君
第7番	長谷川泰彦君	第8番	丸山幸治君
第9番	柴田浩行君	第10番	諏訪毅君
第11番	吉田鋭夫君	第12番	鈴木貢君
第13番	宮地友治君	第14番	古池勝英君
第15番	東猴史紘君	第16番	岡本英明君
第17番	片岡健一郎君	第18番	鬼頭博和君
第19番	宮川隆君	第20番	須藤智子君
第21番	木村冬樹君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	鯖瀬武君	代表監査委員	後藤滋幹君
会計管理者	渡邊隆吉君	事務局長	伊藤新治君
業務課長	堀尾道正君	事務局員	中村達司君
事務局員	小笠原健一君	事務局員	平野勝庸君
事務局員	相京政樹君	事務局員	片岡和浩君
事務局員	隅田昌輝君	事務局員	水野眞澄君
事務局員	佐橋竜午君	事務局員	村田武司君
事務局員	尾崎博之君		

(開会 午後 2時31分)

○臨時委員長 (古池勝英君)

皆さん、こんにちは。

江南市議会選出の古池勝英でございます。

年長者ということで、決算特別委員会の臨時委員長を務めることになりました。円滑な議事運営ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は21名です。

定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任を行います。

選任方法については、議会会議規則第86条第5項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○臨時委員長 (古池勝英君)

異議なしと認めます。よって、委員長の選任方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長から指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○臨時委員長 (古池勝英君)

異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長は、矢嶋恵美委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時委員長において指名しました矢嶋委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○臨時委員長 (古池勝英君)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました矢嶋委員が委員長に当選されました。

委員長が選任されましたので、この後の議事運営は矢嶋委員長にお譲りし、臨時委員長の職を解かせていただきます。ご協力を賜りましてありがとうございました。

○委員長 (矢嶋恵美君)

ただいま委員長に選任をいただきました扶桑町議会選出の矢嶋恵美でございます。

不慣れではございますが、一生懸命務めさせていただきますので、皆様には格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、これより副委員長の選任を行います。

選任方法については、議会会議規則第86条第5項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長(矢嶋恵美君)

異議なしと認めます。よって、副委員長の選任方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、委員長から指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長(矢嶋恵美君)

異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長は、柴田浩行委員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま委員長において指名しました柴田委員を副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長(矢嶋恵美君)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました柴田委員が副委員長に当選されました。

ここで、柴田副委員長にご挨拶をいただきます。

○副委員長(柴田浩行君)

ただいま副委員長に選任いただきました犬山市議会選出の柴田浩行でございます。

微力ではございますが、委員長と力を合わせまして委員会の運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長(矢嶋恵美君)

それでは、決算特別委員会に付託を受けました議案の審査に入ります。

議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、本会議において議案の提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長(矢嶋恵美君)

異議なしと認め、質疑に入ります。

質疑・答弁は着座のままで結構です。

質疑はありませんか。

木村冬樹委員、どうぞ。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村冬樹です。

2点ほどお聞きしたいというふうに思います。

事項別明細書のほうでページ数を言っていきますので、よろしくお願ひいたします。

歳出で、10ページ、11ページの火葬場事業運営費のうち、職員手当等の中の時間外勤務手当についてお聞かせいただきたいと申します。

この時間外勤務手当につきましては、この間の議会で繰り返しちょっとお聞きしているものでもありますので改めて決算でもお聞きしたいと思ひますが、コロナ禍で令和元年度以降、この時間外勤務手当が増加しています。コロナ陽性者対応の時間外勤務ということだというふうに繰り返し説明がされているわけですが、令和3年度のこの時間外勤務の状況はどうだったのか。

特に、額的にはそんなに大きな心配はないと思うんですが、職員の健康状態だとか、1人当たりのどのぐらい時間外があつてどのぐらいの負担になっているのか、こういった点について少し説明をお願ひしたいと思ひます。

○委員長（矢嶋恵美君）

業務課長、お願ひします。

○業務課長（堀尾道正君）

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の対応した時間につきましては、令和3年度の職員4人で約77時間となりました。その中で、代休対応をしました時間を除きますと57時間30分となります。

管理職を含む職員4人で対応しており、1か月の対応時間で多い月では1人当たり10時間前後となっております。

時間外の増減につきましては、時間外手当が令和2年度の48時間、16万8,550円から令和3年度の88時間、29万3,162円と、12万4,612円の増額となっております。

時間外手当の主な要因は、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の対応でございますが、お亡くなりになられた方が令和元年度より多くなつたことによるものであります。

しかし、令和4年2月より受付事務を委託しましたので、職員によるコロナ対応の時間は減少するものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（矢嶋恵美君）

木村委員。

○21番（木村冬樹君）

分かりました。今年度は減少していくということであります。

もう1点、お聞きしたいと思います。

次のページの12、13ページで、委託料の中で環境測定委託料があります。それで公害防止基準ということでいろんな項目を測定していただいて、結果を公表していただいているところですが、この間でいいますと、アセトアルデヒドがやっぱり一定出る期間があるということですが、それはこの事業所によるものではないのではないかということでは言われているところでもありますし、例えば放流水の透視度なんかも雨が降って土砂が混じれば透視度が低くなるということではやむを得ないのかなと思っているところで

す。
今回、令和3年10月18日に測定した排ガスのばいじん量がちょっと、法律の基準よりはかなり低いですが、施設の基準を少し超えたという状況ですからそんなに心配はないと思うんですが、このばいじん量が基準を超えた状況だとか、その後の対応だとか、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（矢嶋恵美君）

業務課長。

○業務課長（堀尾道正君）

尾張北部聖苑での結果につきまして、委員がご指摘のように数値が若干オーバーした結果が出ております。その理由といたしましては、副葬品と申しますか、遺体とともに一緒に入れられる物の状況によってもばいじんが出る量というのが大変変わってくるということも聞いております。その結果の後に、ばいじんを集める機械がございまして、そちらがちょっと調子が悪いということで緊急の修繕対応をさせていただきまして、再度、調査いたしましたところ問題ないという結果が出ておりますのでよろしく願います。

○21番（木村冬樹君）

ありがとうございました。

○委員長（矢嶋恵美君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

（なし）

○委員長（矢嶋恵美君）

それでは、質疑なしと認めますので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第4号について討論を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○委員長（矢嶋恵美君）

では、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第4号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○委員長（矢嶋恵美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は議了いたしました。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後 2時44分）